日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………………（港湾局港湾経営部経営課）…一

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…一

規則

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年二月二十七日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第六号

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ついて、」を「ついては」に改め、「第十九号様式まで）」の下に「を、条例第六条第二号に規定する船員及び港湾労働者用厚生施設については港湾施設使用許可申請書（別記第七号様式）」を加える。

第六条中「及び橋りょう附帯施設」を「、橋りょう附帯施設並びに船員及び港湾労働者用厚生施設」に改める。

第八条第一項第一号中「及び港湾施設用地」を「、船員及び港湾労働者用厚生施設並びに港湾施設用地」に改め、同項第二号中「及び水産物用荷役施設」を「、水産物用荷役施設並びに船員及び港湾労働者用厚生施設」に改める。

附　則

1　この規則は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　第三条第一項の規定による港湾施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

告示

◉東京都告示第百五十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年二月二十七日

東京都知事　小　池　百合子

一　日時　令和六年三月八日　午前十時

二　場所　新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三　被聴聞者

㈠　商号　M’s ESTATE株式会社

㈡　代表者氏名　代表取締役　村上　俊一

㈢　主たる事務所の所在地　港区六本木五丁目十六番五号　インペリアル六本木一号館六〇〇号

㈣　免許証番号　東京都知事⑴第一〇四二二六号

㈤　免許年月日　令和元年十二月六日

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名　取　伸　明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
東大和市奈良橋五丁目八百十一番一、同番一地先、同番九及び同番十一	武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役　築地　重彦
小金井市前原町三丁目千五百八十六番四及び千五百八十八番七から同番九まで（第二工区）	中央区日本橋室町三丁目二番一号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役　嘉村　徹
調布市仙川町二丁目八番二及び同番十三	港区赤坂二丁目九番十一号 伊藤忠都市開発株式会社 代表取締役　松　典男 品川区大崎一丁目二番二号 相互住宅株式会社

	代表取締役　武富　正夫
東久留米市下里七丁目四百四十三番一、四百四十四番三及び四百四十五番三	東久留米市下里七丁目四番七号 岸　保仁
府中市本宿町四丁目十四番一	武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役　築地　重彦

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三(五三二一)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。